

福祉用具貸与における踏み台付き手すりの取り扱い

踏み台付き手すりの取扱いについて特段に問い合わせをいただくことから、当町で検討を行った結果、下記の取扱いとすることとなりました。

記

令和2年4月1日以降に新たに踏み台付き手すりを貸与する場合は対象外とする。(更新の場合は給付可能)ただし、やむを得ない事由により必要性があれば、その旨を記載した居宅介護(介護予防)サービス計画を町に提出し、町が必要性を認めれば給付対象とする。

※やむを得ない事由と想定されるものの例示

- ・家屋の構造上住宅改修の手すり設置や段差解消が行えない

<理由>

国の解釈通知内の「複合的機能を有する福祉用具の取扱い」(平成12年1月31日老企第34号)において、「福祉用具の貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う」とされています。踏み台は福祉用具貸与の種目に該当しない機能であるため、踏み台の部分を含めての保険請求は原則できないこととなっています。

ただし、当町では昔ながらの造りで上がり框が高い家屋も多く、既に給付の対象にしているケースもあります。一概に保険給付を認めないことで既に利用している高齢者が不利益を被る可能性が考えられるため、既に給付しているケースは引き続き保険給付として認めることとし、新規の者についても例外給付を認めることとしました。

<居宅介護(介護予防)サービス計画への記載について>

やむを得ず支給が必要なケースがある場合は、計画に必要性を明記し、町にご提出ください。

※必要性を明記する際は「住宅改修が行えない」「手すりが必要」「段差解消が必要」という旨を必ず記載してください。

<提出書類>

- ①居宅介護(介護予防)サービス計画(第1～4表)の写し
- ②アセスメント表の写し